

高知観光トク割キャンペーン参画申込書 兼 同意書

私は、以下の内容について同意し、「高知観光トク割キャンペーン」に参画します。

- (1) 「高知観光トク割キャンペーン」の内容を理解し、適切に旅行代金の割引やクーポンの配布等を行います。
- (2) 割引を行う旅行商品において取り扱う宿泊施設は、本キャンペーンの参画施設に限ります。
- (3) 県が別途定める「高知観光トク割キャンペーン」実施要領に従います。
- (4) 商品の販売に際しては、本キャンペーンが国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本キャンペーン適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- (5) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- (6) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページ等で対外的に公表します。
- (7) 旅行中は、可能な限り直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施します。
- (8) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。
- (9) 旅行立寄先等の従業員に感染者が出た場合や、商品を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。
- (10) 本キャンペーンを積極的に広報します。
- (11) 対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、旅行者一人泊当たり2,000円分（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり2,000円分）を配布します。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理します。
- (12) 対象商品の販売に際しては、旅行者の居住地確認を必ず行います。
- (13) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売をしません。
- (14) 対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期を事務局に報告します。
- (15) 事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行います。
- (16) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力します。
- (17) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
- (18) 本キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
- (19) 本キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。
- (20) 参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しません。

令和 年 月 日

参画申込する旅行業者

事業者名 (法人名等)		所在地	高知県
代表者名	(職)	(氏名)	

※高知県内に本社のない旅行業者につきましては、県内支店等の名称、所在地、代表者の職、氏名をご記載ください。